

入札参加停止措置番号及び措置理由対照表（建設工事等）

措置要件	措置番号	措置理由
過失による粗雑工事等	1-1-(1)	過失による粗雑工事等（市発注工事等）
	1-1-(2)	過失による粗雑工事等（市発注工事等以外の県内の建設工事等）
	1-2-(1)	工事成績評定点が50点以下の場合
	1-2-(2)	工事成績評定点が51点以上55点以下の場合
契約違反行為等	1-3-(1)	契約解除
	1-3-(2)	2月以上の履行遅滞
	1-3-(3)	1月以上2月未満の履行遅滞
	1-3-(4)	1月未満の履行遅滞
	1-3-(5)-ア	公害防止・危険防止対策不良
	1-3-(5)-イ	工程管理・資材監理・労務管理不良
	1-3-(5)-ウ	ア及びイの掲げる場合のほか、建設工事等の施工について改善の必要があると認められる場合
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	1-4-(1)	市発注工事等の公衆損害事故（死亡者が発生）
	1-4-(2)	市発注工事等の公衆損害事故（負傷者又は損害が発生）
	1-4-(3)	市発注工事等の公衆損害事故（火災、水害他多大な損害）
	1-5-(1)-ア	市内の一般建設工事等の公衆損害事故（死亡者が発生）
	1-5-(1)-イ	市外の一般建設工事等の公衆損害事故（死亡者が発生）
	1-5-(2)	一般建設工事等の公衆損害事故（重傷者が発生）
	1-5-(3)-ア	市内の一般建設工事等の公衆損害事故（火災、水害他多大な損害）
安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	1-5-(3)-イ	市外の一般建設工事等の公衆損害事故（火災、水害他多大な損害）
	1-6-(1)	市発注工事等の工事関係者事故（死亡者が発生）
	1-6-(2)	市発注工事等の工事関係者事故（重傷者が発生）
贈賄	1-7	県内の一般建設工事等の工事関係者事故（死亡者、重傷者が発生）
	2-1-(1)	市の職員に対する贈賄
	2-1-(2)-ア	県内の公共機関の職員に対する贈賄（市内本店業者）
	2-1-(2)-イ	県内の公共機関の職員に対する贈賄（市外本店業者）
	2-1-(3)-ア	県外の公共機関の職員に対する贈賄（市内本店業者）
独占禁止法違反行為	2-1-(3)-イ	県外の公共機関の職員に対する贈賄（市外本店業者）
	2-2-(1)	市内の建設工事等で独占禁止法違反（排除措置命令、課徴金納付命令）
	2-2-(2)	県内の建設工事等で独占禁止法違反（排除措置命令、課徴金納付命令）
	2-2-(3)	県外の建設工事等で独占禁止法違反（排除措置命令、課徴金納付命令）
	2-3-(1)	市内の建設工事等で独占禁止法違反（逮捕、書類送検、公正取引委員会の告発）
	2-3-(2)	県内の建設工事等で独占禁止法違反（逮捕、書類送検、公正取引委員会の告発）
	2-3-(3)	県外の建設工事等で独占禁止法違反（逮捕、書類送検、公正取引委員会の告発）
談合等	2-4-(1)	公契約関係競争等妨害（市内の建設工事等）
	2-4-(2)	公契約関係競争等妨害（県内の建設工事等）
	2-4-(3)	公契約関係競争等妨害（県外の建設工事等）
建設業法違反行為	2-5-(1)-ア	建設業法に違反し逮捕、書類送検、起訴（市内本店業者）
	2-5-(1)-イ	建設業法に違反し逮捕、書類送検、起訴（市外本店業者）
	2-5-(1)-ア(補助)	建設業法に違反し逮捕、書類送検、起訴された行為の補助（市内本店業者）
	2-5-(1)-イ(補助)	建設業法に違反し逮捕、書類送検、起訴された行為の補助（市外本店業者）
	2-5-(2)-ア	建設業法に違反し営業停止処分（市内本店業者）
	2-5-(2)-イ	建設業法に違反し営業停止処分（市外本店業者）
	2-5-(2)-ア(補助)	建設業法に違反し営業停止処分を受けた行為の補助（市内本店業者）
	2-5-(2)-イ(補助)	建設業法に違反し営業停止処分を受けた行為の補助（市外本店業者）
	2-5-(3)-ア	建設業法に違反し指示処分（市内本店業者）
	2-5-(3)-イ	建設業法に違反し指示処分（市外本店業者）
	2-5-(3)-ア(補助)	建設業法に違反し指示処分を受けた行為の補助（市内本店業者）
虚偽記載	2-5-(3)-イ(補助)	建設業法に違反し指示処分を受けた行為の補助（市外本店業者）
	2-6	虚偽記載
不正又は不誠実な行為	2-6(補助)	虚偽記載の補助
	2-7-(1)-ア	入札参加資格者又は役員等が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市内の建設工事等）
	2-7-(1)-イ	入札参加資格者又は役員等が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市外の建設工事等）
	2-7-(2)-ア	使用人が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市内の建設工事等）
	2-7-(2)-イ	使用人が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市外の建設工事等）
	2-7-(3)	脱税行為により逮捕、書類送検、起訴
	2-7-(4)-ア	関係法令違反（市内本店業者）
	2-7-(4)-イ	関係法令違反（市外本店業者）
	2-7-(5)	担当職員の指示に従わない
	2-7-(6)	入札心得違反
	2-7-(7)	契約前の調査拒否
	2-7-(8)	秘密情報の聞き出し行為
	2-7-(9)	落札決定後の契約辞退
	2-8	市発注工事にかかる債務の滞納
	2-9	立入調査拒否
	2-10-(1)	入札参加資格者又は役員等が禁錮以上の刑による逮捕、書類送検、起訴、刑法の規定による罰金刑を受けたとき
	2-10-(2)	使用人が、業務に関し、禁錮以上の刑による逮捕、書類送検、起訴、刑法の規定による罰金刑を受けたとき
その他	2-12	審査会が必要と認めたとき
暴力団排除	3-1	入札参加資格者又は役員等が暴力団員であるとき
	3-2	暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に関与しているとき
	3-3	入札参加資格者又は役員等が暴力団又は暴力団員を不当に利用したとき
	3-4	入札参加資格者又は役員等が暴力団の維持、運営に協力しているとき
	3-5	入札参加資格者又は役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるとき
	3-6	入札参加資格者が暴力団又は暴力団員と下請契約等を締結したとき
	3-7	入札参加資格者が暴力団又は暴力団員との下請契約等の解除に従わなかったとき
	3-8	暴力団又は暴力団員からの不当介入を届け出なかったとき